

日本航空 羽田＝ホーチミン線の認可について

平成 26 年 3 月 25 日

日本航空による羽田＝ホーチミン線の開設に係る事業計画の変更については、別紙の考え方に則り、航空法第109条に基づき認可することとしましたので、お知らせします。

【問合せ先】

航空局航空ネットワーク部航空事業課長 平岡

課長補佐 中川

TEL:03-5253-8111(内線 48501,48502)

03-5253-8706(直通)

FAX:03-5253-1656

認可に当たっての考え方

- 日本航空による新規路線の開設については、「日本航空の企業再生への対応について」（平成24年8月10日）に基づき、「JALグループ中期経営計画」の期間中、日本航空に対する公的支援によって航空会社間の競争環境が不適切に歪められないか等を確認するために路線計画について報告を求め、その状況を監視することとしている。
- 今般、日本航空が開設を申請していた羽田＝ホーチミン線は、新規路線に当たるため、「日本航空の企業再生への対応について」に基づき、その開設によって航空会社間の競争環境が不適切に歪められないか等について精査した。
- 羽田＝ホーチミン線について、その開設によって生じるであろう他社の運航便への影響、市場シェアの変化等を総合的に勘案したところ、
 - ・羽田＝ホーチミン間には他社による既存の運航便はなく、直接の競合は生じない
 - ・他社が運航する成田＝ホーチミン便との関係についても、両都市間の旺盛な需要を背景に、羽田＝ホーチミン線の開設の前後で一定程度の利用率の増加が見込まれることに加え、将来的な旅客需要の増加も勘案すればさらなる利用率の向上が見込まれることから、他社が運航する既存便の維持が困難になるなどの競争上の重大な影響は生じないと認められることなどから、我が国航空会社間の競争環境が不適切に歪められるものではないと判断し、これを踏まえ、航空法に則り審査を行った結果、航空法に適合した申請であるため、これを認可することとした。
- ただし、今般の羽田＝ホーチミン線の開設については、競合他社から懸念が示されているところであり、他社の運航便への影響等の状況について適切にフォローアップする必要があることから、認可に当たっては、同路線の需給状況等を示すデータの提供を条件として付することとし、「日本航空の企業再生への対応について」に基づき、同路線の状況を監視することとする。

(以上)